提出書類の記入要領について

防火設備

●防火設備定期検査報告制度について

建築基準法第12条を根拠として定められた法定調査は、主に「特定建築物定期調査」「建築設備定期検査」「昇降機等定期検査」に加え、2016年6月の建築基準法の改正によって「防火設備定期検査」が新しく創設・運用されており、この防火設備定期検査は、防火設備(防火扉・防火シャッター他の設備、防火区画の確認等)に特化した検査となります。

不特定多数の方が利用する建築物等において、火災等の事故が起きれば大惨事に発展する恐れもあり、防災・避難に関係する設備等を含む建築物全体を常に適法な状態に維持管理する事は、所有者・管理者にとって何よりも優先されるべき事です。その為、専門の知識をもった有資格者にて定期に検査を行い、その結果を特定行政庁に報告することが義務づけられています。

※「消防用設備等点検報告」と混同される場合もありますが、こちらは消防法を根拠とした点検・報告制度であり、検査資格者も全く異なります。

●定期検査報告の流れ

案内诵知

行政庁から所有者又は管理者に定期報告提出依頼の文書が届きます。

建築基準法第12条第3項では、所有者(管理者)は、その特定建築設備等についての状況を1級・2級建築士又は 防火設備検査員に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告することを義務づけています。通知が届いたら有資 格者へ検査依頼をしてください。



定期検査

検査者(1級・2級建築士又は防火設備検査員)は、国土交通省告示により規定される検査項目、検査事項、検査方法及び判定基準に基づき検査する。

〈留意点〉

- ・書類審査により検査対象物の設置状況を確認する。
- ・検査対象全般について外観検査を行い、完成図書のとおりに検査対象物が設置されているか確認する。
- ・ 防火設備の防火区画の構成範囲を確認する。
- 居住者や在館者等に混乱が起こらないよう、事前に管理者・所有者等から検査日時等を周知するよう要請し、 安全に留意し検査する。
- ・検査終了後、すべてが元の状態に復旧されているかを確認する。またその旨を所有者等に報告する。
- ・全検査終了後に防火設備に関する保守管理の状況を所有者等に報告し、改善内容等を指導する。



定期報告書作成

検査者は決められた報告様式により、定期検査報告書を作成する。

※報告者は、所有者と管理者が異なる場合には「管理者」となります。



定期報告書提出

定期検査報告書を提出する。

提出窓口:公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構 建築課

(〒849-0936 佐賀市鍋島町森田912番地)

報告期限は4月1日~翌年3月31日

※建築基準法施行細則により、検査から2か月以内に報告をするよう定められています。

※毎年10月~11月末および年度末は定期報告が重なり、提出窓口は大変混雑しますので早めのお手続きをお勧めします。



審査結果通知

行政庁より報告者宛てに「審査結果通知書」が届きますので大切に保管してください。

今回の検査で【要是正】の指摘があり、改善予定の記載がない項目については「**是正計画書**」の提出を求められます。

防火設備定期検査報告書 様式

●定期検査報告書

・正本と副本として同じものを2部提出する。

3~16ページ参照

令和5年度より、提出部数 は"1部"となります。

- ① 定期検査報告書(第36号の8様式)
- ② 検査結果表(別記第1~4号)※検査対象となる設備分を添付
- ③ 関係写真 (別添2様式) ※要是正の指摘がある場合のみ添付
- ④ 検査結果図(別添1様式)※各階平面図を添付



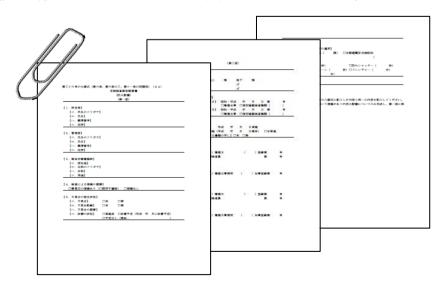
①定期検査報告書(第一面~三面)

●定期検査報告概要書

• 1部提出する。

17~18ページ参照

• 定期検査報告書と同じ内容を転記してください。



令和5年度から定期報告書の提出部数が変わりました

変更前

●定期報告書(正)

2部

●定期報告書(副)

●定期報告概要書 I

| 部





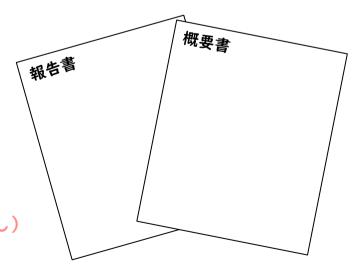
変更後

●定期報告書 | 部

●定期報告概要書 I 部

定期報告書の提出が l部に変わりました。

※控えとして、報告書表紙(写し) のみをお返しします。



『防火設備』定期検査報告書の記入例

第三十六号の八様式(第六条関係) (A4)

報告の際は必ず佐賀県(市)のホームページより<u>最新の様式</u>をダウンロードしてください。

定期検査報告書 (防火設備) (第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実に相違ありません。

佐賀県知事

特定行政庁

又は

様

佐賀市長

窓口にて受付完了時に月日を記入して下さい。また検査日(調査日)から2ヶ月以内に報告して下さい。

令和○○年○○月○○日

令和3年1月1日より押印不要

所有者と管理者が異なる場合は**管理者**を 記入して下さい。

報告者氏名 ○○○文化会館 館長 佐賀 花子

検査者氏名

00 000

【1. 所有者】

【イ.氏名のフリガナ】 ○○ホウジン サガカイ リジチョウ サガ タロウ

【口. 氏名】

○○法人 佐賀会 理事長 佐賀 太郎

【ハ. 郵便番号】

840-1234

【二.住所】

佐賀県佐賀市佐賀町 123

【ホ. 電話番号】

0952-12-3456

【ロ.氏名】(法人の場合) 法人の名称及び代表者名まで 記入して下さい。 【二.住所】 法人の所在地を記入して下さい。

【2. 管理者】

【イ.氏名のフリガナ】 ○○○プンカカイカン カンチョウ サガ ハナコ

【口. 氏名】

○○○文化会館 館長 佐賀 花子

【ハ. 郵便番号】

840-5678

【二.住所】

佐賀県佐賀市佐賀町 456

【ホ.電話番号】

0952-12-7890

※「管理者」とは、当該建物の維持管理、長期修繕計画等に対して 金銭面も含め、主体的に関与して いる者。

【イ.所在地】は、住居表示にて

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】 佐賀県佐賀市佐賀町 456

【ロ. 名称のフリガナ】

○○○ブンカカイカン

【ハ. 名称】

○○○文化会館

【二.用途】

集会場

【4. 検査による指摘の概要】

✔ 要是正の指摘あり(□既存不適格) □指摘なし

検査結果表を反映し記入して下さい。 (第二面.6.イの記入と同じになります)

記入して下さい。

| ※受付欄 | | ※特記欄 | ※整理番号欄 |
|------|----|------|--------|
| 年 月 | 月日 | | |
| 第 | 号 | | |
| 係員氏名 | | | |

※この防火設備定期検査報告書の【第一面】1~3 【第二面】1~2 については、『<u>特定建築物』定期調査</u>報告書と整合する内容を記入して下さい!

(※所有者・管理者・建物名称等の変更がある場合は変更届の提出にご協力をお願いします。)

| (水)一回) |
|---|
| 防火設備の状況等 |
| 【1.建築物の概要】 |
| 【イ.階数】 地上 3 階 地下 階 |
| 【口. 建築面積】 3,230.05 m² |
| 【ハ.延べ面積】 4,822.03 m² |
| 【2. 確認済証交付年月日等】 |
| 【イ.確認済証交付年月日】 〇〇年〇〇月〇〇日 第 〇〇〇 号 報告対象建築物について、 |
| 「ロー確認済証が付者」 一角第1車 口指定確認給本機関() 直近の確認済証・完了検査 |
| 【ハ. 検査済証交付年月日】 〇〇年〇〇月〇〇日 第 〇〇〇 号 さい。 |
| 【二. 検査済証交付者】 □建築主事 Ú 指定確認検査機関(○○○) |
| 【2 |
| |
| 【イ. 今回の検査】 □ □ ○○年○○月○○日実施 の時は(※今回が初回の場合 【ロ. 前回の検査】 □実施 (年 月 日報告) 【未実施 も含む)未実施にチェックし |
| 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】□有 ② 無 |
| - 17、前回の検査に関する音類の争し】口有 2 無 |
| |
| (代表となる検査者) |
| 【イ.資格】 (一級)建築士 (国土交通大臣)登録 第 〇〇〇〇 号 |
| 防火設備検査員 第 B〇〇〇〇〇〇 号 |
| 【ロ. 氏名のフリガナ】 〇〇 〇〇 建築士または防火設備検査員の資格保有者情報を記入して下さい。 |
| 【八. 氏名】 |
| 【二. 勤務先】 株式会社〇〇 一級建築士事務所 |
| (一級)建築士事務所 (佐賀県)知事登録第 ○○○ 号 |
| 【ホ. 郵便番号】 |
| 【へ、所在地】 佐賀県佐賀市〇〇〇〇 ※建築士の資格で検査をする場合、建築 士法第23条の定めにより、事務所登録 |
| 【ト. 電話番号】 0000-00-000 が必要です。 |
| |
| (その他の検査者)欄について。 ※検査者が1名の場合、欄は削除して構いません。 ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入して下さい。 |
| |
| ※検査者が1名の場合、欄は削除して構いません。 ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入して下さい。 【5. 防火設備の概要】 ※イについては適用が無ければ未記入で構いません。 |
| ※検査者が1名の場合、欄は削除して構いません。 ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入して下さい。 【5. 防火設備の概要】 【イ. 避難安全検証法等の適用】 ※イ.については適用が無ければ未記入で構いません。 |
| ※検査者が1名の場合、欄は削除して構いません。 ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入して下さい。 【5. 防火設備の概要】 【イ. 避難安全検証法等の適用】 □区画避難安全検証法(階) □階避難安全検証法(階) |
| ※検査者が1名の場合、欄は削除して構いません。 ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入して下さい。 【5. 防火設備の概要】 【イ. 避難安全検証法等の適用】 □区画避難安全検証法(階) □全館避難安全検証法(階) □全館避難安全検証 (階) |
| ※検査者が1名の場合、欄は削除して構いません。 ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入して下さい。 【5. 防火設備の概要】 【イ. 避難安全検証法等の適用】 □区画避難安全検証法(□全館避難安全検証法(□全館避難安全検証法(□ 下の火設備】 「防火設備」 「大きない。 「大きない。 「大きない。 「大きない。」 「大きない。 「大きない。」 「大きない。 「大きない。」 「大きない。」 「大きない。 「大きない。」 「大きない。 「大きない。」 「大きない。」 「大きない。 「大きない。」 「大きない。」 「大きない。」 「大きない。 「大きない。」 「はいません。」 「大きない。」 「はいません。」 「ないまない。」 「ないまないまない。」 「ないまないまないまない。」 「ないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな |
| ※検査者が1名の場合、欄は削除して構いません。 ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入して下さい。 【5. 防火設備の概要】 【イ. 避難安全検証法等の適用】 □区画避難安全検証法(階) □階避難安全検証法(階) □全館避難安全検証法(階) □なの地 (|
| ※検査者が1名の場合、欄は削除して構いません。 ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入して下さい。 【5. 防火設備の概要】 【イ. 避難安全検証法等の適用】 □区画避難安全検証法(階) □階避難安全検証法(階) □全館避難安全検証法(階) □全館避難安全検証法(階) □ 下り、 【ロ. 防火設備】 「防火設備】 「防火シャッター(6 枚) 所火クロススクリーン(1 枚) □ ドレンチャー (台) |
| ※検査者が1名の場合、欄は削除して構いません。 ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入して下さい。 【5. 防火設備の概要】 【7. 避難安全検証法等の適用】 □区画避難安全検証法(階) □階避難安全検証法(階) □全館避難安全検証法(階) □と館避難安全検証法(階) □ 下の火設備】 【12 枚) 「防火シャッター(6枚) 「耐火クロススクリーン(1枚) □ ドレンチャー(台) こその他(台) |
| ※検査者が1名の場合、欄は削除して構いません。 ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入して下さい。 【5. 防火設備の概要】 【7. 避難安全検証法等の適用】 【2. 避難安全検証法(階) 口階避難安全検証法(階) 口名の地(日) 防火設備】 【12. 防火設備】 【5. 防火設備】 【6. 防火設備の検査の状況】 |
| ※検査者が1名の場合、欄は削除して構いません。 ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入して下さい。 【5. 防火設備の概要】 【7. 避難安全検証法等の適用】 □区画避難安全検証法(階) □階避難安全検証法(階) □全館避難安全検証法(階) □と館避難安全検証法(階) □ 下の大設備 であっても一枚で計上して下さい。 【10. 防火設備】 【12 枚) が 防火シャッター(6 枚) で ドレンチャー(台) ロースの他(台) 【6. 防火設備の検査の状況】 【6. 防火設備の検査の状況】 【7. 指摘の内容】 必要是正の指摘あり(□既存不適格) □指摘なし |
| ※検査者が1名の場合、欄は削除して構いません。 ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入して下さい。 【5. 防火設備の概要】 【7. 避難安全検証法等の適用】 【2. 避難安全検証法(階) 口階避難安全検証法(階) 口名の地(日) 防火設備】 【12. 防火設備】 【5. 防火設備】 【6. 防火設備の検査の状況】 |
| ※検査者が1名の場合、欄は削除して構いません。 ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入して下さい。 【5. 防火設備の概要】 【7. 避難安全検証法等の適用】 □区画避難安全検証法(階) □階避難安全検証法(階) □全館避難安全検証法(階) □と館避難安全検証法(階) □ 下の大設備 であっても一枚で計上して下さい。 【10. 防火設備】 【12 枚) が 防火シャッター(6 枚) で ドレンチャー(台) ロースの他(台) 【6. 防火設備の検査の状況】 【6. 防火設備の検査の状況】 【7. 指摘の内容】 必要是正の指摘あり(□既存不適格) □指摘なし |
| ※検査者が1名の場合、欄は削除して構いません。 ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入して下さい。 【5. 防火設備の概要】 |
| ※検査者が1名の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入して下さい。 「5. 防火設備の概要」 【イ. 避難安全検証法等の適用】 【ロ医画避難安全検証法(階) □階避難安全検証法(階) □階必要を全検証法(階) □ 防火設備】 【ロ. 大の他(台) 【イ. 指摘の内容】 【タールの表が完全に閉鎖しない。(面積区画) 【ロ. 指摘の概要】は、主となる指摘の記入で構いません。また当該防火設備が設置されている区画の概要も併記して下さい。 【ハ. 改善予定の有無】 【7. 防火設備の不具合の発生状況】 |
| ※検査者が1名の場合、欄は削除して構いません。 ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入して下さい。 【5. 防火設備の概要】 |
| ※検査者が1名の場合、欄は削除して構いません。 ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入して下さい。 【5. 防火設備の概要】 |
| ※検査者が1名の場合、欄は削除して構いません。 ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入して下さい。 【5. 防火設備の概要】 【6. 防火設備の概要】 【7. 避難安全検証法等の適用】 【1 四月 (令和○○年○月に改善予定) 【1 に 防火設備の不具合の発生状況】 【1 に 下さい。 【2 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で |
| ※検査者が1名の場合、欄は削除して構いません。 ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入して下さい。 【5. 防火設備の概要】 |

| 不具合を打 | 把握した年月 | 不具合の概要 | 考えられる原因 | 改善(予定)年月 | 改善措置の概要等 |
|-------|--------|------------------|--|------------|----------|
| | | | | | |
| 把排 | | | 果表による要是正項は傷・腐食その他の劣化 | | |
| | | | | | |
| | | 要 欄・・・既に実 の概要 | が生じた原因を記入。 施している場合や改きを記入して下さい。 で下さい。 | 善予定がある場合は、 | 具体的措置 |
| | | | | | |

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ② 1 欄及び 2 欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の防火設備に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑤ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 3欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ① 4欄は、代表となる検査者並びに検査に係る防火設備に係る全ての検査者について記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑧ 4欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 4欄の「二」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士 事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。

- ⑩ 4欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、 検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。
- ① 5欄の「イ」は、建築基準法施行令第 128 条の 6 第 3 項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第 129 条第 3 項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第 129 条の 2 第 4 項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第 38 条 (同法第 66 条、第 67 条の 2 及び第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による特殊構造方法等認定、同法第 68 条の 25 第 1 項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 100 号)による改正前の建築基準法第 38 条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ② 5欄の「ロ」は、検査対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。
- ③ 6欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき(「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。)は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ⑤ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ(「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。)、当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑩ 前回検査時以降に把握した火災時の防火設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に 起因するもの(以下「不具合」という。)について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の 「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄の「ロ」 の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ① 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回検査時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。 不具合の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。 ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合に は改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「一」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置 の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

別記第一号(A4)

検査結果表

随時閉鎖式防火設備の**全数**を 検査実施して下さい。 <u>(防火</u>扉)

| | | | 氏 名 | | | | | 検査 | 者番号 | |
|------------|-----------|---|----------------|--|-----|----------|--|-----------------|-----------------|----------|
| 当該栈 検査者 | | 代表となる検査者 | 00 00 ΔΔ ΔΔ | | 検査 | 者が一人 | .の場合 | | | |
| X A C | 1 | その他の検査者 | | ナギンカンナ | 番号 | の記入は | 不要です。 | • | - | |
| | | | ● 検査を行う記入して下 | た有資格者を全て | - | | | | | |
| | | | 357 (5 (1 | | ŀ | | 検査結果 要是正 | | 担当 | |
| 番号 | 検 | 査 項 目 | | 検査事項 | | 指摘 なし | 安定正 | 既 存 不適格 | 検査者 番号 | |
| (1) | | 設置場所の周囲状況 | 閉鎖の障害とな | なる物品の放置の状況 | | 0 | | | 1 · 2 | |
| (2) | | 扉、枠及び金物 | 扉の取付けのង | 犬況 | | 0 | | | 1 • 2 | |
| (3) | 防火扉 | BF CITIZO WIN | 扉、枠及び金物 | 勿の劣化及び損傷の状況 | | 0 | | | 1 • 2 | |
| (4) | | 危害防止装置 | 作動の状況 | 運動Iネルド-が10J超または 鎖力が150N超であれば要 まだし、W#175118200 | €正。 | | 0 | 0 | 1 · 2 | |
| (5) | | 煙感知器、熱煙複合式 | 設置位置 | ただし平成17年11月30日 前の建物で基準に適合しない 合は <mark>要是正と既存不適格</mark> にも 印を記入。 | 湯 | 0 | | | 1 · 2 | |
| (6) | | 感知器及び熱感知器 | 感知の状況 | (6)同等の方法で検査した記録(1年以内)を利用可能。 ※消防法令による検査記録など。 | | 0 | 「一」 ※昭和 異種用 |]49年1月 途区画に | 火扉が無けれるのでは煙感知連動 | 画・ 動が |
| (7) | | 温度ヒューズ装置 | 設置の状況 | | | | 義務付けられています。 れらの区画に温度ヒュー る場合は要是正と既存 〇印を記入。 | | 度ヒューズが | があ |
| (8) | 連動機構 | | スイッチ類及び | び表示灯の状況 | | 0 | | | 1 · 2 | |
| (9) | | 連動制御器 | 結線接続の状況 | Я. | | 0 | | | 1 · 2 | |
| (10) | | 连到即叫命 | | | | 0 | | | 1 · 2 | |
| (11) | | | 予備電源へのり | 刃り替えの状況 | | 0 | | | 1 · 2 | |
| (12) | 連動機構用予備電源 | | 劣化及び損傷の状況 | | | 0 | | | 1 · 2 | |
| (13) | | - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 容量の状況 | | | 0 | | | 1 · 2 | |
| (14) | | A SEL TIP MOVIE | 設置の状況 | | | 0 | | | 1 · 2 | |
| (15) | | 自動閉鎖装置 | 再ロック防止権 | 幾構の作動の状況 | | 0 | | | 1 · 2 | |

| (は)検査方法 | (に) 判定基準 |
|--|--|
| 目視により確認する。 | 物品が放置されていることにより防火扉の閉 鎖に支障があること。 |
| 目視又は触診により確認する。 | 取付けが堅固でないこと。 |
| 目視により確認する。 | 変形、損傷又は著しい腐食があること。 |
| 扉の開閉時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により 閉鎖力を測定する。 | 運動エネルギーが10 J を超えること又は閉鎖 力が150 N を超えること。 |
| 目視により確認するとともに、必要に応じて 鋼製巻尺等により測定する。 | 煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。 熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。 |
| (16)の項又は(17)の項の点検が行われるもの 以外のものを対象として、加煙試験器、加熱 試験器等により感知の状況を確認する。ただ し、前回の検査以降に同等の方法で実施した 検査の記録がある場合にあっては、当該記録 により確認することで足りる。 | 適正な時間内に感知しないこと。 |
| 目視により確認する。 | 温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。 |
| 目視により確認する。 | スイッチ類に破損があること又は表示灯が点 灯しないこと。 |
| 目視又は触診により確認する。 | 断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。 |
| 回路計、ドライバー等により確認する。 | 接地線が接地端子に緊結されていないこと。 |
| 常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。 | 自動的に予備電源に切り替わらないこと。 |
| 目視により確認する。 | 変形、損傷又は著しい腐食があること。 |
| 予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。 | 容量が不足していること。 |
| 目視又は触診により確認する。 | 取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若し くは著しい腐食があること。 |
| 閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。 | 防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。 |

| | | | | | 検査結果 | | 担当 | |
|------|------------|--|---|----------|-------|-------|--------------|---|
| 番号 | 検 査 項 目 | 検 | 指摘 | 要是正 | 既存 | 検査者番号 | | |
| | | | | なし | | 不適格 | 番号 | |
| (16) | 総合的な作動の状況 | 防火扉の閉鎖の状況 | (16)個々の防火扉につい 閉鎖の状況を確認して下る ※(17)に係るものは除く。 | さい。 | 0 | | 1 · 2 | |
| (17) | | 防火区画(施行令第112条第11項〜13項までに規 定する区画に限る)の形成の状況 | | | | | | |
| | | | | さい ※竪 | 0 | 単体の防火 | 兄を確認して | |
| 特記事 | 事項 | | | | | | | |
| 番号 | 検査項目 | 指摘の | 具体的内容等 | 改善の | の具体的内 | 内容等 | 改善(予 定)年月 | |
| (4) | 防火扉 危害防止装置 | 運動エネルギーが10 c 格) | Jを超えている(既存不適 | 調整を要 | す。 | | 未定 | _ |
| (16) | 総合的な作動の状況 | 防火扉が完全に閉鎖し | ない。 | 調整を要 | す。 | | RO.O | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| (は)検査方法 | (に) 判定基準 |
|---|--|
| 煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉((17)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。たなし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 | 防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。 |
| 当該区画のうち1以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。 | 防火扉が正常に閉鎖しないこと、連動制御器 の表示灯が正常に点灯しないこと若しくは音 響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切 に形成されないこと。 |

要是正や既存不適格の指摘がある場合は、特記事項欄に記入して下さい。 (「要是正」であり、改善の予定が無い場合は行政庁より「是正計画書」の提出が 求められます。)

別記第二号 (A4)

<u>随時閉鎖式</u>防火設備の**全数**を 検査実施して下さい。

検査結果表 (防火シャッター)

| | | | 氏 名 | | | | 検査 | 者番号 |
|------|-------------|-------------------------|---|-----|----------|-------|------------|--------------|
| 当該核 | 食査に関与した | 代表となる検査者 | ○○ ○○ △△ △△ 番号の記。 | | -人の場 | 合 | | 1 |
| 検査者 | Ť | その他の検査者 | | | | | _ | 2 |
| | | | 検査を行った有資格者を全て | | | | | |
| | | | 記入して下さい。 | | | 検査結果 | | |
| | 44 | * = - | | - | | 要是正 | | 担当 |
| 番号 | 快 | 査 項 目 | 検査事項 | | 指摘 なし | X 2 4 | 既 存 不適格 | 検査者 番号 |
| (1) | | 設置場所の周囲状況 | 閉鎖の障害となる物品の放置の状況 | | 0 | | | 1 · 2 |
| (2) | | | 軸受け部のブラケット、巻取りシャフト。 閉機の取付けの状況 | 及び開 | _ | | *** | 88 + 7 P+ 11 |
| (3) | | 駆動装置 ※(二)の項から(四)の | スプロケットの設置の状況 | | _ | | 常的に開 | 閉する防火に限る。 |
| (4) | | は、日常的に開閉する | 軸受け部のブラケット、ベアリング及び ケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況 | | _ | | | |
| (5) | | ものに限る。 | ローラチェーン又はワイヤーロープの劣々 損傷の状況 | 化及び | 0 | | | 1 · 2 |
| (6) | | カーテン部 | スラット及び座板の劣化等の状況 | | 0 | | | 1 · 2 |
| (7) | 1 | | 吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況 | | | | | 1 · 2 |
| (8) | | ケース | 劣化及び損傷の状況 | | | | | 1 · 2 |
| (9) | 防火シャッ ター | まぐさ及びガイドレー ル | 劣化及び損傷の状況 | | 0 | | | 1 · 2 |
| (10) | | | 危害防止用連動中継器の配線の状況 | | | 0 | 0 | 1 · 2 |
| (11) | | | 危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷 | の状況 | | 0 | 0 | 1 · 2 |
| (12) | | | 危害防止装置用予備電源の容量の状況 | | | 0 | 0 | 1 · 2 |
| (13) | 危害防止装置 | | 座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の | 状況 | | 0 | 0 | 1 · 2 |
| (14) | | | 平成17年11月30日以前で危害防止装置が未設置は、要是正と既存不適格を記入。 | の場合 | | 0 | 0 | 1 · 2 |
| (15) | 連動機構 | 煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器 | 設置位置 | | 0 | | | 1 · 2 |

| (は)検査方法 | (に) 判定基準 |
|---|---|
| 目視により確認する。 | 物品が放置されていることにより防火シャッ ターの閉鎖に支障があること。 |
| 目視、聴診又は触診により確認する。 | 取付けが堅固でないこと。 |
| 目視により確認する。 | 巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心 ずれがあること。 |
| 目視、聴診又は触診により確認する。 | 変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な 振動があること。 |
| 目視、聴診又は触診により確認する。 | 腐食があること、異常音があること若しくは 歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固 着があること。 |
| 防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。 | スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは 著しい腐食があること又はスラットに片流れ 若しくは固着があること。 |
| 目視又は触診により確認する。 | 変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。 |
| 目視により確認する。 | ケースに外れがあること。 |
| 目視により確認する。 | まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、 損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙 材に著しい損傷若しくは脱落があること。 |
| 目視により確認する。 | 劣化、損傷又は脱落があること。 |
| 目視により確認する。 | 変形、損傷又は著しい腐食があること。 |
| 予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。 | 容量が不足していること。 |
| 目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。 | 変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。 |
| 防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが再降下することを確認する。 | 運動エネルギーが10 J を超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5cmを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと。 |
| 目視により確認するとともに、必要に応じて 鋼製巻尺等により測定する。 | 煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。 |

| | | | | | | | 検査結果 | | 担当 | Ī |
|---------------|-----------------------------|---------------------------------------|--------|--|----------|----------|---|-------------------------|----------------------------|-----------|
| 番号 | 検 | 査 項 目 | | 検査事項 | | 指摘なし | 要是正 | 既 存 不適格 | 検査者番号 | |
| (16) | | 煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器 | 感知の状況 | (16)同等の方法で検 (1年以内)を利用可能 ※消防法令による検 | È. | 0 | ければ ※昭和 異種用 | :「一」 49年1月 途区画に | 火シャッター より竪穴区i は煙感知連動 | 画・ 動が義 |
| (17) | | 温度ヒューズ装置 | 設置の状況 | 役置の状況 | | | 務付けられていますので、 の区画に温度ヒューズがる は要是正と既存不適格にの 入。 | | | る場合 |
| (18) | | | スイッチ類別 | 及び表示灯の状況 | | 0 | | | 1 • 2 | |
| (19) | | 連動制御器 | 結線接続の料 | 犬況 | | 0 | | | 1 · 2 | |
| (20) | 連動機構 | 建動削仰奋 | 接地の状況 | | | 0 | | | 1 · 2 | |
| (21) | | | 予備電源への | の切り替えの状況 | | 0 | | | 1 · 2 | |
| (22) | | ************************************* | 劣化及び損化 | 傷の状況 | | 0 | | | 1 · 2 | |
| (23) | | 連動機構用予備電源 | 容量の状況 | | | 0 | | | 1 · 2 | |
| (24) | | 自動閉鎖装置 | 設置の状況 | | | 0 | | | 1 · 2 | |
| (25) | | 手動閉鎖装置 | 設置の状況 | 手動閉鎖装置が未設置の場合、要是 ではありませんが、特記事項欄に記 して下さい。 | | | | | 1 · 2 | |
| (26) | 総合的な作動の状況 | | 防火シャック | ターの閉鎖の状況 | | 0 | ついて作認して下 | 動・閉鎖(| ャッターに の状況を確 は除く。 | |
| (27) | | | | 施行令第112条第11項〜 こ限る)の形成の状況 | -13項までに規 | - , | | | 1 · 2 | |
| 上記以 | 以外の検査項目 I | | | | | | 1 | | | (0) |
| | | | | | | | | | | (2) 竪 |
| 特記事 | 耳 | | | | | 1 | • | | ル学 /マ | *! |
| 番号 | * | | | 指摘の具体的内容等 | : | | の具体的内 | | 改善(予定)年月 | |
| (10)~ (14) | 防火シャッター | - 危害防止装置 | 危害防止装置 | 置未設置(既存不適格) | | 危害防止とが望ま | 送置を設 しい。 | 直するこ | 未定 | |
| (25) | 連動機構 手動 | 別鎖装置 | 手動閉鎖装置 | 置未設置 | ▼ | 設置する | ことが望 | ましい。 | _ | |
| | | | | | | | | | | |

| | (は) 検査方法 | (に) 判定基準 |
|---------------------------------------|---|---|
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | (26)の項又は(27)の項の点検が行われるもの 以外のものを対象として、加煙試験器、加熱 試験器等により感知の状況を確認する。ただ し、前回の検査以降に同等の方法で実施した 検査の記録がある場合にあっては、当該記録 により確認することで足りる。 | 適正な時間内に感知しないこと。 |
| | 目視により確認する。 | 温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。 |
| | 目視により確認する。 | スイッチ類に破損があること又は表示灯が点 灯しないこと。 |
| | 目視又は触診により確認する。 | 断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があるこ と。 |
| | 回路計、ドライバー等により確認する。 | 接地線が接地端子に緊結されていないこと。 |
| | 常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。 | 自動的に予備電源に切り替わらないこと。 |
| | 目視により確認する。 | 変形、損傷又は著しい腐食があること。 |
| | 予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。 | 容量が不足していること。 |
| | 目視又は触診により確認する。 | 取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若し くは著しい腐食があること。 |
| | 目視により確認するとともに、必要に応じて 鋼製巻尺等により測定する。 | 速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。 |
| | 煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター((27)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 | 防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は 連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しく は音響装置が鳴動しないこと。 |
| | 当該区画のうち1以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。 | 防火シャッターが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは 音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適 切に形成されないこと。 |

(27)複数の防火シャッターが一斉に連動閉鎖し、 竪穴区画を形成する状況を確認して下さい。 ※竪穴区画に単体の防火シャッターのみ設置され ている場合は「一」

> 要是正や既存不適格の指摘がある場合は、特記事項欄に記入して下さい。 (「要是正」であり、改善の予定が無い場合は行政庁より「是正計画書」の提出が 求められます。)

別記第三号 (A4)

<u>随時閉鎖式</u>防火設備の**全数**を 検査実施して下さい。

検査結果表 (耐火クロススクリーン)

| | | 氏 名 | | 検査者番号 |
|-----------|----------|--|-------------|-------|
| 当該検査に関与した | 代表となる検査者 | 00 00 | 検査者が一人の場合 | 1 |
| 検査者 | その他の検査者 | $\triangle \triangle \triangle \triangle$ | 番号の記入は不要です。 | 2 |
| | ての他の模型石 | | 留らの心へは不安とす。 | |

| | | | 検査を行った有資格者を全て | | | | | |
|------|----------------|-------------------------|---|--------|---|------|------------|-----------|
| | | | 記入して下さい。 | | | 検査結果 | | 担当 |
| 番号 | 検 | 査 項 目 | 検査事項 | 指 な | | 要是正 | 既 存 不適格 | 検査者 番号 |
| (1) | | 設置場所の周囲状況 | 閉鎖の障害となる物品の放置の状況 | | | | | 1 · 2 |
| (2) | | 駆動装置 | ローラチェーンの劣化及び損傷の状況 | C | | | | 1 · 2 |
| (3) | | カーテン部 | 耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況 | C | | | | 1 · 2 |
| (4) | | , , , о _{пр} | 吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況 | C | | | | 1 · 2 |
| (5) | | ケース | 劣化及び損傷の状況 | C | | | | 1 · 2 |
| (6) | | まぐさ及びガイドレー ル | 劣化及び損傷の状況 | C |) | | | 1 · 2 |
| (7) | | | 危害防止用連動中継器の配線の状況 | | _ | 0 | 0 | 1 · 2 |
| (8) | | | 危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況 | | | 0 | 0 | 1 · 2 |
| (9) | 耐火クロスス クリーン | | 危害防止装置用予備電源の容量の状況 | | | 0 | 0 | 1 · 2 |
| (10) | | | 座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況 | | | 0 | 0 | 1 · 2 |
| (11) | | 危害防止装置 | 平成17年11月30日以前の建物で 危害防止装置が未設置の場合は、 要是正と既存不適格に〇印を記入。 作動の状況 | | | 0 | 0 | 1 · 2 |
| (12) | 連動機構 | 煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器 | 設置位置 | |) | | | 1 • 2 |

| | T |
|---|---|
| (は)検査方法 | (に) 判定基準 |
| 目視により確認する。 | 物品が放置されていることにより耐火クロス スクリーンの閉鎖に支障があること。 |
| 目視、聴診又は触診により確認する。 | 腐食があること、異常音があること若しくは 歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固 着があること。 |
| 耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により 確認する。 | 変形、損傷又は著しい腐食があること。 |
| 目視又は触診により確認する。 | 変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。 |
| 目視により確認する。 | ケースに外れがあること。 |
| 目視により確認する。 | まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、 損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙 材に著しい損傷若しくは脱落があること。 |
| 目視により確認する。 | 劣化、損傷又は脱落があること。 |
| 目視により確認する。 | 変形、損傷又は著しい腐食があること。 |
| 予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。 | 容量が不足していること。 |
| 目視により確認するとともに、座板感知部を 作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停 止することを確認する。 | 変形、損傷若しくは著しい腐食があること又 は耐火クロススクリーンの降下が停止しない こと。 |
| イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップ ウォッチ等により測定し、カーテン部の質量 により運動エネルギーを確認するとともに、 座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製 尺等により測定する。また、その作動を解除 し、耐火クロススクリーンが再降下すること を確認する。 | 運動エネルギーが10 J を超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5cmを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと。 |
| ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップ ウォッチ等により測定し、カーテン部の質量 により運動エネルギーを確認するとともに、 プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定す る。 | 運動エネルギーが10 J を超えること又は閉鎖 力が150 N を超えること。 |
| 目視により確認するとともに、必要に応じて 鋼製巻尺等により測定する。 | 煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。 |

| | | | | | 検査結果 | | |
|-------|---|-------------------------|---|------|--------------------------------------|---|--|
| 番号 | 検 | 査 項 目 | 検査事項 | | 要是正 既存 不適格 | 担当検査者番号 | |
| (13) | | 煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器 | 感知の状況 | 0 | | 1 · 2 | |
| (14) | | | スイッチ類及び表示灯の状況 | 0 | | 1 · 2 | |
| (15) | | 連動制御器 | 結線接続の状況 | 0 | | 1 · 2 | |
| (16) | | 建 期削岬奋 | 接地の状況 | 0 | | 1 · 2 | |
| (17) | 連動機構 | | 予備電源への切り替えの状況 | 0 | | 1 · 2 | |
| (18) | | 連動機構用予備電源 | 劣化及び損傷の状況 | 0 | | 1 · 2 | |
| (19) | | 是奶饭肝/11 1 開電奶 | 容量の状況 | 0 | | 1 · 2 | |
| (20) | | 自動閉鎖装置 | 設置の状況 | 0 | | 1 · 2 | |
| (21) | | 手動閉鎖装置 | 手動閉鎖装置が未設置の場合、要 設置の状況 正ではありませんが、特記事項欄 記載して下さい。 | | | 1 · 2 | |
| (22) | (22) 総合的な作動の状況 | | 耐火クロススクリーンの閉鎖の状況 | 0 | (22)個々の耐火クリーンについて作の状況を確認して※(23)に係るもの | 動・閉鎖 下さい。 | |
| (23) | | | 防火区画(施行令第112条第11項~13項までに規定する区画に限る)の形成の状況 | | | | |
| 上記以 | 外の検査項目 | | | | | | |
| | | | | - | | | |
| | | | | | | | |
| 特記事番号 | 記事項 | | 化核の具件が中央体 | ɔ+.¥ | の具体的内容等 | 改善 (予定) | |
| (7)~ | * | | 指摘の具体的内容等 | 危害防山 | 上装置を設置するこ | 年月 未定 | |
| (11) | | | 75 H | | とが望ましい。 設置することが望ましい。 | | |
| (21) | 上 到版件 丁男 | 以以实衣但 1 | 手動閉鎖装置未設置 | 以旦りる | ひここが,至みしい。 | | |
| | | | | + | | | |
| | | | | | | | |

| (は) 検査方法 | (に) 判定基準 |
|--|---|
| (22)の項又は(23)の項の点検が行われるもの 以外のものを対象として、加煙試験器、加熱 試験器等により感知の状況を確認する。ただ し、前回の検査以降に同等の方法で実施した 検査の記録がある場合にあっては、当該記録 により確認することで足りる。 | 適正な時間内に感知しないこと。 |
| 目視により確認する。 | スイッチ類に破損があること又は表示灯が点 灯しないこと。 |
| 目視又は触診により確認する。 | 断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。 |
| 回路計、ドライバー等により確認する。 | 接地線が接地端子に緊結されていないこと。 |
| 常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。 | 自動的に予備電源に切り替わらないこと。 |
| 目視により確認する。 | 変形、損傷又は著しい腐食があること。 |
| 予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。 | 容量が不足していること。 |
| 目視又は触診により確認する。 | 取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若し くは著しい腐食があること。 |
| 目視により確認するとともに、必要に応じて 鋼製巻尺等により測定する。 | 速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。 |
| 煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン((23)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 | 耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと と又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと 若しくは音響装置が鳴動しないこと。 |
| 当該区画のうち1以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。 | 耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと又は音響装置が鳴動しないこと及び防火区画が適切に形成されないこと。 |

(23)複数の耐火クロススクリーンが一斉に連動閉鎖し、 竪穴区画を形成する状況を確認して下さい。 ※竪穴区画に単体の耐火クロススクリーンのみ設置されている場合は「一」

> 要是正や既存不適格の指摘がある場合は、特記事項欄に記入して下さい。 (「要是正」であり、改善の予定が無い場合は行政庁より「是正計画書」の提出が 求められます。)

別記第四号 (A4)

<u>随時閉鎖式</u>防火設備の**全数**を 検査実施して下さい。

検査結果表

(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

| | | 氏 名 | | 検査者番号 |
|------------|----------|--|---------------|-------|
| 当該検査に関与した | 代表となる検査者 | 00 00 | | |
| 検査者 | その他の検査者 | $\triangle \triangle \triangle \triangle$ | - 番号の記入は不要です。 | 2 |
| | | 検査を行った有資格者を全て | 留らの記入は不安です。 | |
| | | 快直で11つに行真恰合で王(| - | - |

| | | | 記入して下さい。 | | 検査結果 | | |
|------|-------------|-------------------------|--------------------------------|----|------|------------|-----------|
| 番号 | 姶 | 査 項 目 | 検査事項 | 指摘 | 要是正 | | 担当 検査者 |
| 田力 | 1.5 | <u> </u> | 次旦 <i>节</i> 次 | なし | | 既 存 不適格 | 番号 |
| (1) | | 設置場所の周囲状況 | 作動の障害となる物品の放置の状況 | 0 | | | 1 · 2 |
| (2) | | 散水ヘッド | 散水ヘッドの設置の状況 | 0 | | | 1 · 2 |
| (3) | | 開閉弁 | 開閉弁の状況 | 0 | | | 1 · 2 |
| (4) | 排水設備 | | 排水の状況 | | 0 | | 1 · 2 |
| (5) | | 水源 | 貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況 | 0 | | | 1 · 2 |
| (6) | ドレンチャー 等 | | 給水装置の状況 | 0 | | | 1 · 2 |
| (7) | 14 | | ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況 | 0 | | | 1 · 2 |
| (8) | | | 結線接続の状況 | 0 | | | 1 · 2 |
| (9) | | | 接地の状況 | 0 | | | 1 · 2 |
| (10) | | 加圧送水装置 | ポンプ及び電動機の状況 | 0 | | | 1 · 2 |
| (11) |] | | 加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況 | 0 | | | 1 · 2 |
| (12) | | | 加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況 | 0 | | | 1 · 2 |
| (13) | | | 加圧送水装置用予備電源の容量の状況 | 0 | | | 1 · 2 |
| (14) | | | 圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属 装置の状況 | 0 | | | 1 · 2 |
| (15) | 連動機構 | 煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器 | 設置位置 | 0 | | | 1 · 2 |

| (は)検査方法 | (に) 判定基準 |
|---|---|
| 目視により確認する。 | 物品が放置されていることによりドレン チャー等の作動に支障があること。 |
| 目視により確認する。 | 水幕を正常に形成できない位置に設置されて いること又は塗装若しくは異物の付着等があ ること。 |
| 目視により確認する。 | 変形、損傷又は著しい腐食があること。 |
| 次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 放水区域に放水することができる場合に あっては、放水し、排水の状況を目視により 確認する。 ロ 放水区域に放水することができない場合 にあっては、放水せず、排水口のつまり等を 目視により確認する。 | 排水が正常に行われないこと。 |
| 目視により確認する。 | 変形、損傷若しくは著しい腐食があること、 水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等がある こと又は規定の水量が確保されていないこ と。 |
| 目視により確認する。 | 変形、損傷又は著しい腐食があること。 |
| 目視又は作動の状況により確認する。 | スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯 しないこと又はスイッチ類が機能しないこ と。 |
| 目視又は触診により確認する。 | 断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。 |
| 回路計、ドライバー等により確認する。 | 接地線が接地端子に緊結されていないこと。 |
| 目視又は触診により確認する。 | 回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要量ないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。 |
| 常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。 | 自動的に予備電源に切り替わらないこと。 |
| 目視により確認する。 | 変形、損傷又は著しい腐食があること。 |
| 予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。 | 容量が不足していること。 |
| 目視又は作動の状況により確認する。 | 変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。 |
| 目視により確認するとともに、必要に応じて 鋼製巻尺等により測定する。 | 煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。 |

| | | | | | | 担当 | |
|------|--|-------------------------|--------------|--|-------|---------|--------------|
| 番号 | 検 | 査 項 目 | | 検査事項 | | 要是正 既 花 | — 検査者 |
| (16) | | 煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器 | 感知の状況 | 火災感知用ヘッドは検査時に作動させる事はせず、感知配管に設けている手動操作弁の操作で代用確認して下さい。 | | | 1 · 2 |
| (17) | | | スイッチ類別 | 及び表示灯の状況 | 0 | | 1 · 2 |
| (18) | | 制御盤 | 結線接続の料 | 犬 況 | 0 | | 1 · 2 |
| (19) | | 1017 1017 (Adda. | 接地の状況 | | 0 | | 1 · 2 |
| (20) | 連動機構 | | 予備電源への | の切り替えの状況 | 0 | | 1 · 2 |
| (21) | | 連動機構用予備電源 | 劣化及び損化 | 傷の状況 | 0 | | 1 · 2 |
| (22) | | 建 斯機構用了開电源 | 容量の状況 | | 0 | | 1 · 2 |
| (23) | | 自動作動装置 | 設置の状況 | | 0 | | 1 · 2 |
| (24) | | 手動作動装置 | 設置の状況 | | 0 | | 1 · 2 |
| | 総合的な作動の状況 | | | 25)個々のドレンチャー等について作動 (26)に係るものは除く。 | 動・閉鎖の | | 下さい。 |
| (25) | | | ドレンチャー | 一等の作動の状況 | 0 | | 1 · 2 |
| (26) | | | 防火区画(加定する区画) | 施行令第112条第11項〜13項までに規 こ限る)の形成の状況 | _ | | |
| 上記以 | 以外の検査項目 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 特記事 | ∮項 | | | | | I I | |
| 番号 | | 検査項目 | | 指摘の具体的内容等 | | の具体的内容等 | 改善(予 定)年月 |
| (4) | 4) ドレンチャー等 排水設備 排水溝にゴミが詰まっており、排水が十分に行われない。 | | RO.O | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| (は)検査方法 | (に) 判定基準 |
|---|---|
| (25)の項又は(26)の項の点検が行われるもの 以外のものを対象として、加煙試験器、加熱 試験器等により感知の状況を確認する。ただ し、前回の検査以降に同等の方法で実施した 検査の記録がある場合にあっては、当該記録 により確認することで足りる。 | 適正な時間内に感知しないこと。 |
| 目視により確認する。 | スイッチ類に破損があること又は表示灯が点 灯しないこと。 |
| 目視又は触診により確認する。 | 断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。 |
| 回路計、ドライバー等により確認する。 | 接地線が接地端子に緊結されていないこと。 |
| 常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。 | 自動的に予備電源に切り替わらないこと。 |
| 目視により確認する。 | 変形、損傷又は著しい腐食があること。 |
| 予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。 | 容量が不足していること。 |
| 目視又は触診により確認する。 | 取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若し くは著しい腐食があること。 |
| 目視により確認するとともに、必要に応じて 鋼製巻尺等により測定する。 | 速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。 |
| 次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等((26)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器、熱煙複合法。カ水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法 | ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は 制御盤の表示灯が点灯しないこと。 |
| 当該区画のうち1以上を対象として、(25) の項(は)欄イ又はロに掲げる方法により複 数のドレンチャー等の作動の状況及びその作 動による防火区画の形成の状況を確認する。 | ドレンチャー等が正常に作動しないこと、制 御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画 が適切に形成されないこと。 |

(26) 複数のドレンチャーが一斉に 連動閉鎖し、竪穴区画を形成する 状況を確認して下さい。

要是正や既存不適格の指摘がある場合は、特記事項欄に記入して下さい。 (「要是正」であり、改善の予定が無い場合は行政庁より「是正計画書」の提出が求められます。)

関係写真

要是正の指摘事項については写真 が必要です!

| 部位 (| 番号 | | 頁目 | | 検査結果 | | |
|--------------------|-----------|----------|----------|-------|--------------|-----------|------|
| 防火扉 (16) 防火扉の閉鎖の状況 | | | <u> </u> | ☑要是正 | □その他 | | |
| 「番 | 号」「検査項目」は | プ | 0 | 特記事項 | | | |
| 番号 | 、調査項目を記力 | して下さい。 | | 防火扉が完 | 全に閉 | 鎖しない。 | |
| | | | | 当該 | 核部位の | D状況を記入してT | 下さい。 |
| | | | | | | | |
| 100 | 要是正 | 等で当該部位 | | | | | |
| | の状況が確認できる | | | | | | |
| | 写真を則 | 占付 | | | | | |
| 100 | | | | | | | |
| 122 | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| 部位 | 番号 | 検査項目 | | ,檢查結果 |
|-----|--------|------------------|------|-------------|
| 디기가 | ΟΟ (Δ) | 000000 | 1 | □要是正 □その他 |
| | 当該部 | 位の状況が確 る写真を貼付 | 特記事項 | (既存不適格) |

(注意

- ① この書類は、検査の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③「部位」欄の「番号」、「検査項目」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目に対応したものを記入してください。
- ④「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

検 査 結 果 図

※当該 検査結果図の代わりに、各階平面図(A3) を添付することが出来ます。

注) 各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記すること。

【添付図書について】

- ・対象建築物の各階平面図を添付して下さい。(防火設備の有無を問わない)
- それぞれの階をA3にて作成して下さい。
- ・検査対象の全ての防火設備について、種類・設置個所を明示して下さい。(防火扉・防火シャッター・耐火クロススクリーン・ドレンチャーの別)
- ※報告書第二面【5】の【口】に記載された数と一致することを確認して下さい。
- •要是正の指摘(特記すべき事項を含む)のある箇所を明記し、別添2の指摘写真と整合するように番号等を 記入して下さい。

〇防火設備の数が多い場合等は、階数別、防火設備種類別などの一覧表を表記して下さい。

『防火設備』定期報告概要書の記入例

第三十六号の九様式 (第六条、第六条の三、第十一条の三関係) (A4) 定期検査報告概要書 (防火設備)

| (第一面) | | | | |
|-----------------|-------------------------------------|--|--|--|
| 【1. 所有者】 | - | | | |
| 【イ.氏名のフリガナ】 | | | | |
| 【口. 氏名】 | | | | |
| 【ハ. 郵便番号】 | | | | |
| 【二. 住所】 | 防火設備定期検査報告書に記入した内容を転記して下さい。 | | | |
| 【2. 管理者】 | ※ <u>電話番号欄はありません</u> ので、間違って記載しないよう | | | |
| 【イ.氏名のフリガナ】 | 意ください。 | | | |
| 【口. 氏名】 | | | | |
| 【ハ.郵便番号】 | | | | |
| 【二. 住所】 | | | | |
| 【3. 報告対象建築物】 | - | | | |
| 【イ. 所在地】 | | | | |
| 【ロ. 名称のフリガナ】 | | | | |
| 【八. 名称】 | | | | |
| 【二.用途】 | | | | |
| 【4. 検査による指摘の概要】 | | | | |
| □要是正の指摘あり(□既存 | 字不適格) □指摘なし | | | |
| 【5. 不具合の発生状況】 | - | | | |
| 【イ.不具合】 □4 | ∫ □無 | | | |
| 【□. 不具合記録】 □4 | ∫ □無 | | | |
| 【ハ. 不具合の概要】 | | | | |
| 【ニ.改善の状況】 口乳 | 実施済 □改善予定 (年月に改善予定) | | | |
| | 予定なし(理由:) | | | |

※特定行政庁において第三者が台帳の閲覧請求を行った場合には規則第 11 条の規定に より、当該 定期検査報告概要書を閲覧することができる事となっています。

防火設備の状況等

| MYCK W AND A | |
|----------------------|-----------------|
| 【1.建築物の概要】 | |
| 【イ. 階数】 地上 階 は | 也下 階 |
| 【口.建築面積】 1 | $ m m^2$ |
| 【ハ. 延べ面積】 I | ทั้ |
| 【2.確認済証交付年月日等】 | |
| 【イ.確認済証交付年月日】 | 年 月 日第 号 |
| 【□.確認済証交付者】 □建築主事 | □指定確認検査機関() |
| 【ハ. 検査済証交付年月日】 | 年 月 日第 号 |
| 【二. 検査済証交付者】 □建築主事 | □指定確認検査機関() |
| 【3. 検査日等】 | |
| 【イ. 今回の検査】 年 | 月 日実施 |
| 【ロ. 前回の検査】□実施(年 | 月 日報告) □未実施 |
| 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】口 | 有 □無 |
| 【4. 防火設備の検査者】 | |
| (代表となる検査者) | |
| 【イ. 資格】 ()建築士 | ()登録第 号 |
| 防火設備検査員 | 第 号 |
| 【ロ.氏名のフリガナ】 | |
| 【八. 氏名】 | |
| 【二.勤務先】 | |
| () 建築士事務所 | () 知事登録第 号 |
| 【ホ.郵便番号】 | |
| 【へ. 所在地】 | |
| 【卜. 電話番号】 | |
| (その他の検査者) | |
| 【イ. 資格】 ()建築士 | ()登録第 号 |
| 防火設備検査員 | 第 号 |
| 【ロ. 氏名のフリガナ】 | |
| 【ハ.氏名】 | |
| 【二.勤務先】 | |
| () 建築士事務所 | () 知事登録第 号 |
| 【ホ. 郵便番号】 | |
| 【へ. 所在地】 | |
| 【卜. 電話番号】 | |
| 【5. 防火設備の概要】 | |
| 【イ. 避難安全検証法等の適用】 | |
| □区画避難安全検証法(階)□Ⅰ | 皆避難安全検証法(階) |
| □全館避難安全検証法 □ | その他(|
| 【口. 防火設備】 | |
| □防火扉(枚) | □防火シャッター (枚) |
| □耐火クロススクリーン(枚) | □ドレンチャー (台) |
| □その他(台) | |
| 【6. 備考】 | |

(注意)

この様式には、第三十六号の八様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があつた防火設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

前回の報告より内容等に変更がある場合に添付

定期報告対象建築物に係る変更届

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

佐賀県知事 特定行政庁 または 様 佐賀市長

| 令和 | \bigcirc | 玍 | \bigcirc | 日 | \bigcirc | Н |
|----|------------|---|------------|---|------------|--------|
| ᄁᄱ | \cup | + | \cup | 刀 | \cup | $-\mu$ |

届出者: 住 所 佐賀県佐賀市佐賀町456

令和3年1月1日より押印不要

: 氏 名 ○○○文化会館 館長 佐賀 花子

: 電 話 0952-12-7890

(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

※印項目は必ず記入を、変更項目箇所はレ印を記入して変更内容をご記入ください。

| * | 区 | | 分 | 建築物建築設備防り | 大設備 (該当する区分は全て○で囲む) |
|----------|-----|------|-------|-------------------|---------------------|
| * | 建物 | 名 | 称 | ○○○文化会館 | |
| * | 建物层 | 所 在 | 地 | 佐賀県佐賀市佐賀町456 | |
| | 内容変 | 更 | | 変更前 | 変更後 |
| | 所有者 | 住 | 所 | - | 〒 − |
| | | 氏 | 名 | | |
| | | 電 | 話 | | |
| ₽ | 管理者 | 住 | 所 | 〒 − | 〒 − |
| | | 氏 | 名 | ○○○文化会館 館長 佐賀 県太郎 | ○○○文化会館 館長 佐賀 花子 |
| | | 電 | 話 | 1 | _ |
| | 建物 | 名 | 称 | | |
| | 建物 | 用 | 途 | | |
| | 建物閉 | 鎖(注 | E 1) | ※変更が生じた年月日 令和 ○ 年 | 〇月〇日 |
| | 建物角 | 解 体 | 済 | ※変更の理由等 | |
| | 建物草 | 耳 使 | 用 | 人事異動による館長の交代 | |
| | 売 | 却 (注 | È2) | | |
| | | 巷 | 中 | | |
| | その | 0 | 他 | | |

- (注1)「建物閉鎖」欄は、建物使用の休止、一部休止を含みます。
- (注2)「売却」欄は、新しい所有者が不明な場合に記入してください。

防火設備定期報告の対象となる建築物等と報告時期

令第16条により報告対象として指定される建築設備等 ※外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。

| 5 | | | | | |
|---|--|--|---|--------------------------|--|
| | | 用途 | 規模等(いずれかに該当するもの) | 時期 | |
| 1 | а | 劇場、映画館、演芸場、観 覧場(屋外観覧場を除く)公 会堂又は集会場 | ・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・当該用途の床面積(客席部分)が200平方メートル以上のもの ・劇場・映画館・演芸場で、主階が1階にないもの | | |
| | b | 劇場、映画館、演芸場、観 覧場(屋外観覧場を除く)公 会堂又は集会場 | * 当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの (特定行政庁指定) | | |
| 2 | 2 | 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗 | ・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が500平方メートル以上のもの ・当該用途の床面積が3,000平方メートル以上のもの | | |
| 3 | 3 | 旅館又はホテル | ・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの・2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの | 毎年 | |
| 2 | 4 | 病院、 診療所(患者の収容施設があ るものに限る)、 就寝用途の児童福祉施設等 | ・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの(病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る) ※用途の延床面積200㎡以上の建築物(特定建築物定期報告対象外の建物及び平屋含む) | 4月1日 〜 3月31日 まで | |
| Ę | 体育館、博物館、美術館、 館、ボーリング場、スキー スケート場、水泳場、スポー 練習場(いずれも学校に附属 ものを除く) | | ・当該用途(100平方メートル超の部分)が3階以上の階にあるもの・当該用途の床面積が2,000平方メートル以上のもの | | |
| 6 | а | 共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る) 又は 寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る) | ・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの ※用途の延床面積200㎡以上の建築物(特定建築物定期報告対象外の建物及び平屋含む) | | |
| | b | 上記a以外の下宿、共同住 宅又は寄宿舎 | * 階数が5以上、かつ、当該用途の床面積が1,500平方メートル以上のもの(特定行政庁指定) | | |
| - | 7 | 事務所その他これに類する 建築物 | ・階数が5以上、かつ、当該用途の床面積が1,000平方メートル以上のもの(特定行政庁指定) | | |